

第 1 章

計画の基本的な考え方

- 1 計画の趣旨
- 2 基本理念
- 3 計画期間
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の策定体制
- 6 計画の数値目標

1 計画の趣旨

平成18年に施行された「自殺対策基本法」（以下「法」という。）において、自殺対策は個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないとされました。翌年には、国の自殺対策の指針となる自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）が閣議決定されました。

それらに基づき、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、平成22年以降自殺者数は減少し、平成17年と比べて平成27年の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数。以下「自殺率」という。）は23.6%の減少となりましたが、主要先進7か国において日本の自殺率が最も高いという状況に変わりはありませんでした。

こうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、より効果的な自殺対策の推進のため、平成28年に法が改正され、誰もが「生きることの包括的な支援」として、必要な支援を受けられるように、全ての都道府県・市区町村に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

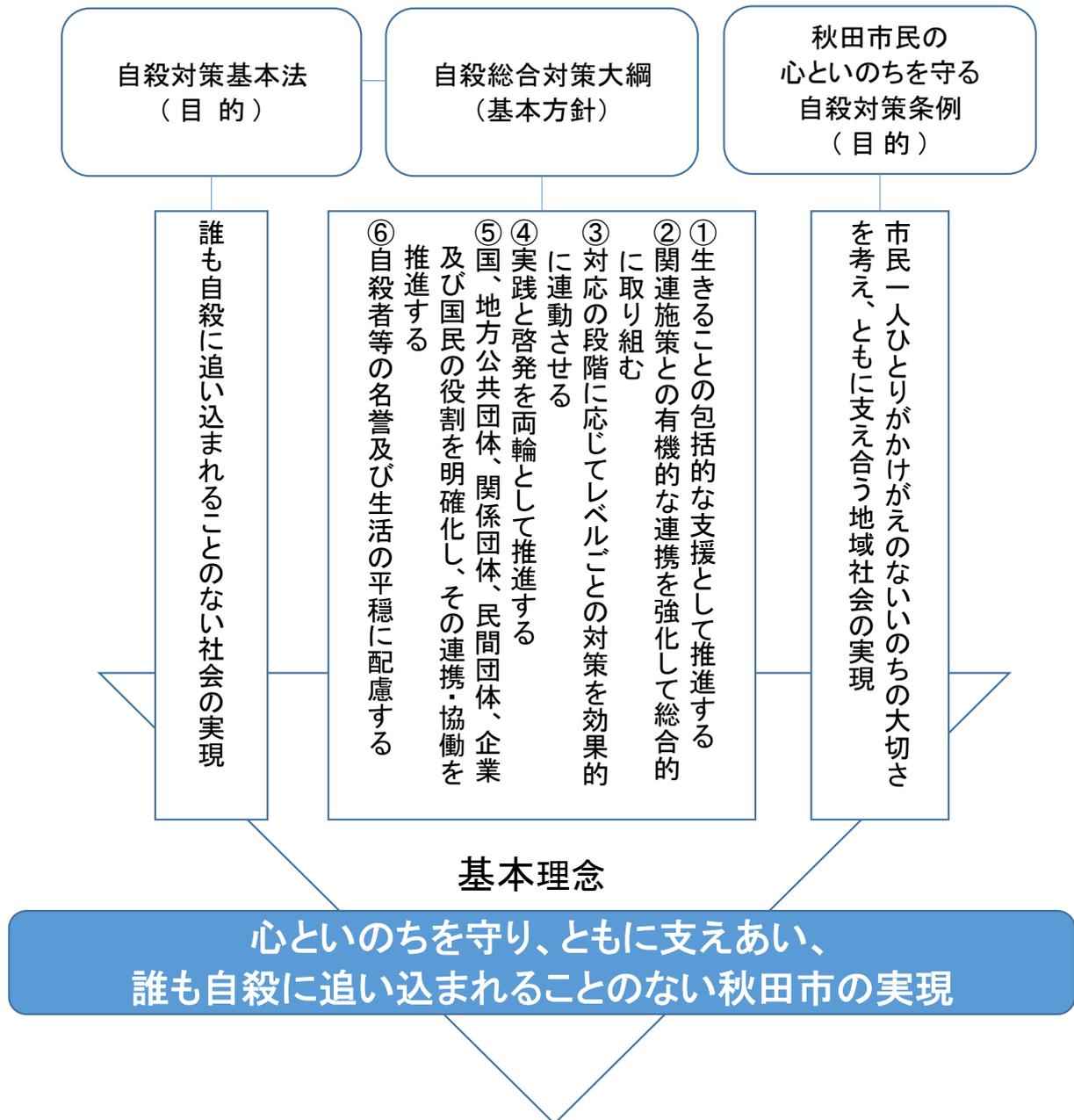
本市では、平成19年に、全庁横断的に自殺対策に取り組むため、「秋田市自殺対策庁内連絡会議」を設置し、翌20年には、関係機関、NPO法人等の団体が、それぞれの分野の特性を生かしつつ、連携して自殺対策を推進するため、「秋田市自殺対策ネットワーク会議」を設置しました。平成26年には、全国的にも先駆的な議員発議による「秋田市民の心といのちを守る自殺対策条例」（以下「条例」という。）を施行し、この中で地域レベルでの実践的な取組の必要性とともに、市民一人ひとりがいのちを大切に自決対策の担い手として支え合う地域社会の実現を目指すことを明示しました。また、実践面においては、民間団体を中心にした民・学・官の連携による取組が自殺対策の大きな推進力となっております。

本市の自殺対策計画については、国が義務化する前の平成20年度から毎年度、「秋田市自殺総合対策事業計画」を策定し、本市における自殺の状況を把握するとともに、自殺対策事業を総括してきており、令和元年度には、法に基づく第1期自殺対策計画を策定し、条例の目的および基本理念の下、庁内外のあらゆる分野の事業に「自殺対策＝生きることの包括的な支援」という視点を反映させて、本市における自殺対策を計画的かつ重点的に進めてきたものです。

本市の第1期自殺対策計画は令和5年度に最終年度を迎え、国においては令和4年10月に新たな大綱が閣議決定され、今後5年間で取り組むべき施策や基本方針が新たに示されたことから、本計画を策定し、本市における自殺対策を進めていくものです。今後も本計画に基づき、自殺対策事業の有機的な連携強化および民・学・官の連携強化を図るとともに、PDCAサイクルを回していくことで、進化させながら推進してまいります。

2 基本理念

条例の目的を踏まえ、法の目的および大綱の基本方針に則り、基本理念を「心といのちを守り、ともに支えあい、誰も自殺に追い込まれることのない秋田市の実現」と定めます。



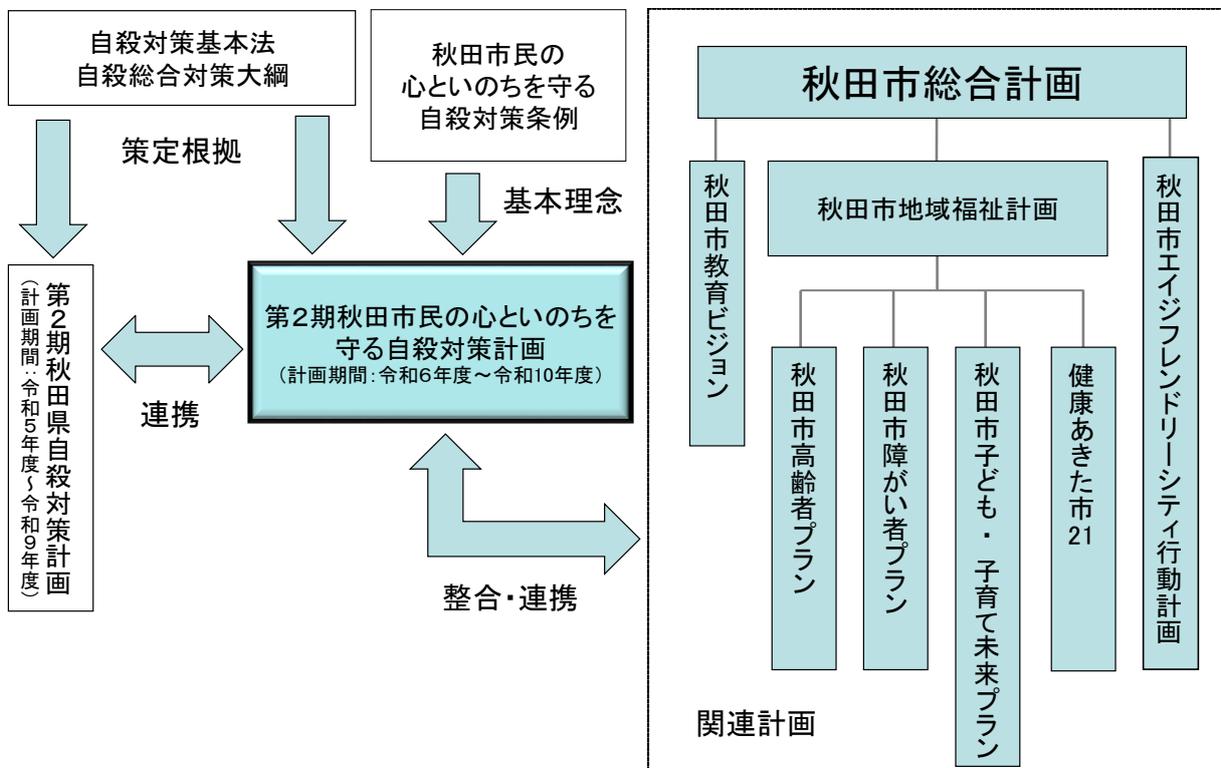
3 計画期間

大綱は、おおむね5年を目途に見直しが行われることとされており、また、「秋田県自殺対策計画」においても計画期間を5年間としていることから、それらとの整合を図り、本計画の計画期間も5年間とし、令和6年度を初年度、令和10年度を最終年度とします。

4 計画の位置づけ

本計画は、本市の自殺対策を総合的に推進していくものであり、法第13条第2項に規定する「市町村自殺対策計画」として、大綱および「第2期秋田県自殺対策計画」を勘案し、また、本市の実情を踏まえ、平成26年に施行した条例の基本理念の下、策定するものです。

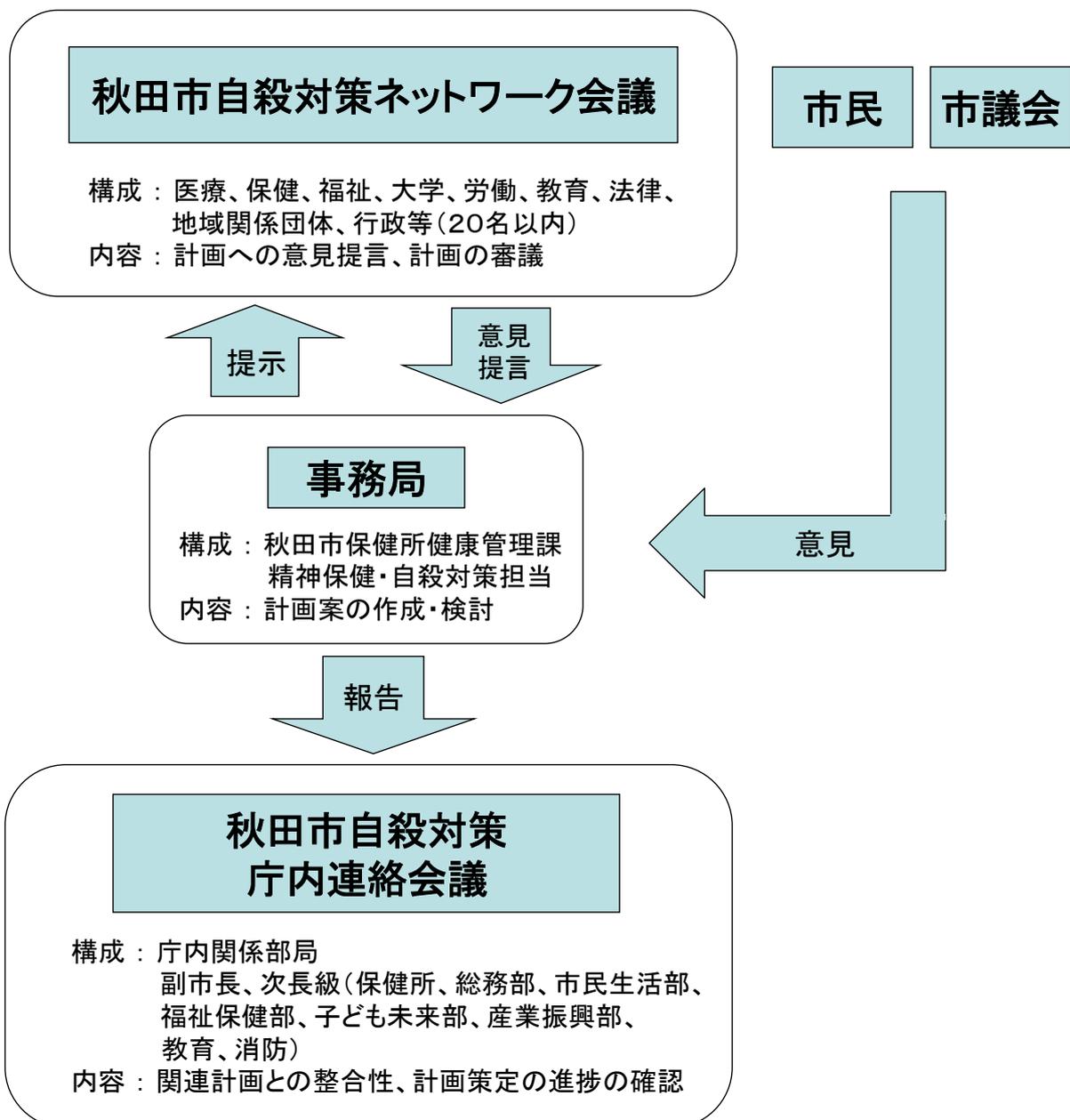
そして、市政推進の基本方針である「秋田市総合計画」の下、関連計画との整合・連携を図り、一体的に推進するものです。



5 計画の策定体制

策定作業は、秋田市保健所健康管理課精神保健・自殺対策担当が事務局となり、秋田市自殺対策ネットワーク会議における検討の結果を踏まえながら進め、秋田市自殺対策庁内連絡会議において、関連計画との整合性等の確認を行いました。

また、市民の視点から広く意見を聴取するため、市議会および関係機関等から意見をいただくとともに、市民に向けたパブリックコメントを行いました。



6 計画の数値目標

大綱における数値目標は、令和8年までに自殺率を平成27年と比べて30%以上減少させることとされています。

これを受けて、県では令和9年の自殺率を16.3以下（自殺者数140人以下）とし、平成27年の自殺率を令和9年までに36.6%以上減少とする目標値を設定しています。

こうしたことを踏まえ、本市も県と同様に、平成27年の自殺率を令和10年（人口動態統計の令和9年実績値を対象とする。）までに36.6%以上減少させ、令和9年の自殺率を12.6以下とする目標値を設定します。

Hは平成、Rは令和を表す。

		H27	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		大綱の基準年	実績	実績	秋田市自殺対策計画(5年間)					
秋田市	自殺率 (人口10万人対)	19.9	13.1	16.8	-	-	-	-	12.6 以下	-
	自殺率の 減少割合	-	34.2%	15.6%	-	-	-	-	36.6% 以上	-

36.6%以上



		H27	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		大綱の基準年	実績	実績	秋田県自殺対策計画の期間(5年間)					
秋田県	自殺率 (人口10万人対)	25.7	18.8	22.6	18.6 以下	17.8 以下	16.8 以下	16.6 以下	16.3 以下	-
	自殺率の 減少割合	-	26.8%	12.1%	27.6% 以上	30.7% 以上	34.6% 以上	35.4% 以上	36.6% 以上	-
全国	自殺率 (人口10万人対)	18.5	16.5	17.4	-	-	13.0 以下	-	-	-
	自殺率の 減少割合	-	10.8%	5.9%	-	-	30.0% 以上	-	-	-

○秋田県、全国の数値は、第2期秋田県自殺対策計画等から引用

市は、自殺対策計画の進捗管理を行い、条例第10条に基づき、毎年度、自殺の概要および施策の実施状況を議会に報告します。